

# 身体的拘束最小化の取組みについて

当院において身体的拘束がやむを得ないと判断するのは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素をすべて満たす場合のみです。これらの要素を満たすか否かの判断は、医師及び複数の医療スタッフによって行っています。

患者さんの人権を尊重し、安全確保に十分配慮したうえで、身体的拘束を最小限にとどめ、なるべく早期に身体的拘束を解除できるよう努めます。

## 3つの要素

## 身体的拘束がやむを得ないと判断する基準

1

### 切迫性

ご本人または他の患者さんの生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

2

### 非代替性

身体的拘束以外に代わる方法がないこと

3

### 一時性

身体的拘束が一時的なものであること

## 地域包括ケア病棟の身体的拘束実施率

2026年 6月～8月（3ヶ月平均）

2.39 %

※ 身体的拘束とは ミトン型の手袋の使用、つなぎ（介護服）の着用など、身体や衣服にふれる用具で本人の運動を抑制することです。